

三次市立川西小学校衛生委員会設置要綱（準則）

（設置）

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び三次市立学校職員衛生管理要綱（平成20年教育委員会訓令第4号。以下「要綱」という。）の趣旨に沿い、職員の健康の保持増進を図るため三次市立川西小学校衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員の構成）

第2条 委員会の委員は、要綱第8条第3項及び第4項に基づき、次の者5名を持って構成する。

- （1）主任安全衛生管理者（校長）
- （2）保健管理医（校医）
- （3）衛生推進者（教頭）
- （4）職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから職員の互選による推薦に基づき、校長が指名する者2人

2 第1項第4号に掲げる委員の任期は1年とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会は、校長が必要であると認めるとき、または委員の3分の1以上の請求があったとき開催する。

（委員会の招集）

第4条 委員会は、校長が招集する。

（定足数）

第5条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

（表決）

第6条 議事は、出席委員の総意に基づいて決める。

（関係職員の出席）

第7条 校長又は委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

（記録等）

第8条 委員会の議事の概要については職員に周知させなければならない。

2 委員会の重要な議事については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

3 議事録中、衛生管理上重要な事項については、教育長へ報告し、意見を述べるものとする。

（庶務）

第9条 委員会の記録等の庶務は、委員会で定めるところにより処理するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年 8月 5日から施行する。

平成22年 4月 5日一部改定する。